

# 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 30 年 8 月 22 日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 3 番  
質 問 者 かみまち 弓子

## 記

### 1. 夏休み中の学童で昼食の提供を！

全国初となる平成 30 年 7 月 20 日から実施された奈良市内全ての公設公営の放課後児童クラブ、バンビーホーム 43 カ所で夏休み等の昼食弁当提供事業を視察させていただきました。このテーマで視察に来たのは、東村山市議会立憲民主党が全国初とのことでした。市長公約の実現として、「保護者がゆとりをもって児童に向き合えるための支援が目的」だということです。

こうした食と子どもたちの安全を大切にしていることは、自治体として必要なことだと心から思い、以下伺う。

- (1) 長期休暇中の一部日程で昼食を提供する自治体はあるものの、奈良市が設置する学童保育で、夏休みなど学校の長期休暇に昼食を提供する事業を始めるのは、全期間の提供は全国初。学童保育では通常、長期休暇など学校給食がない期間は弁当を持参する必要があり、保護者の負担になっているとの指摘が保護者から長年あった。そこはどの自治体でも、当市東村山でも長年の保護者の要望と深刻な課題だと思われる。過去に学童保育連絡協議会からの要望では「長期休暇に昼食を提供する」ことに関して、どのような要望があったか伺う。
- (2) 奈良市では学童は市内に 43 カ所あり、待機児童はなく希望者を全員受け入れ、小学生約 3200 人が在籍している。保護者は給食と同程度の 1 食 250 円の負担で、市側が 100 円を補助し、一食につき合計 350 円で委託をしている。委託を受けた民間の事業者が配食しているが、夏季休暇だけとのことで、なかなか引き受けてもおらず、かなり職員さんが日夜駆けずりまわっていたとのことである。本市で実施する場合も 350 円程度で実施すべきと考えるが見解を伺う。
- (3) 今回の視察で感じたことは、何よりも、市長や行政職員が「子育てをめぐる小さな負担が積み重なり、仕事と育児の両立が難しくなっている現状がある。子育て世帯を少しでも応援できれば」と明確な姿勢で取り組んでいることである。それがこの事業を推し進める原動力になっているとのこと。朝は忙しいのはどの子育て世代もそうで、昔とは異なり共働きでないと暮らして行けなかったり、奈良市内でもひとり親世帯で、毎日スティックパンを持たせる家庭があるなど

するなかで、そうした子どもたちの居場所の確保と食の提供で、救われる子どもたちや家庭が数多くあると感じた。まずは、学童保育に通わせている保護者の皆さんに「長期休暇中のお弁当配送について希望するか否か」のアンケートを実施していただき、この事業を進めていただきたいと考える。見解を伺う。

## 2. 東村山版「放課後子ども総合プラン」について

「鎌倉市放課後かまくらっ子」を会派にて視察させていただいた。学童保育と放課後子ども教室を一体的に実施する「放課後子ども総合プラン」の鎌倉版とのこと。増加する学童保育の待機児童解消と子どもの居場所確保が狙いで、平成32年度までに全校実施を目標とした市長公約の実現とのこと。東村山版「放課後子ども総合プラン」について、以下伺う。

- (1) 平成28年度第4回東村山市子ども・子育て会議にて、放課後子ども総合プランの進捗状況について報告があった。報告内容について伺う。
- (2) その当時、放課後子ども教室の実施は4校であったが、現在の「放課後子ども総合プランの進捗状況について」伺う。
- (3) 鎌倉市は、深沢小学校西門そば、学校敷地内に2階建ての施設を新設した。1階は同校の全児童が利用できるアフタースクールで、土日を除き授業終了時から午後5時まで無料で利用できる。2階は同校区在住の児童が対象の学童保育（ふかさわ子どもの家）。平日は授業終了時から6時まで、土曜は午前8時30分から午後5時30分まで利用でき、宿題や自習などで活用できるスペースを用意している。利用料は月額5000円で、延長もある。東村山市でも、平日毎日、全児童が無料で利用できるアフタースクールを全校に配置することにより、学童クラブの待機児童が解消できると考える。見解を伺う。

## 3. 「離婚前後のこども養育支援」について

数多くの先駆的な施策を打ち出し、人口増加へ確実な軌跡を残す兵庫県明石市が取り組む「離婚前後のこども養育支援」について会派で視察させていただいた。

面会交流支援や養育費確保支援など多くの離婚問題を扱ってきた弁護士出身の市長ならでの視点で、子どもの権利が守られていないことから、何より子どもを真ん中に置いて考えてもらいたいというのが、施策の原点。当市の「離婚前後のこども養育支援」への取り組みについて以下、伺う。

- (1) 東村山市 HP によると「離婚届」の所に「民法では、協議離婚の際には子どもの監護者だけでなく面会交流や養育費の分担についても定めることとされています。法務省でパンフレットを作成していますのでご参照ください。」とある。そして、戸籍係の窓口にも「子どもの養育に関する 合意書作成

の手引きとQ&A」のパンフレットが備え付けられている。現在、そのパンフレットをどのように活用しているか伺う。

- (2) 明石市が制作した「親の離婚とこどもの気持ち」のパンフレットに、こどもの幸せを最優先して計画を立てましたか？父母間でよく話し合って計画を立てましたか？と裏表紙に書かれているメッセージが象徴的だった。本市でも作成するべきと考える。見解を伺う。
- (3) 明石市では、市民相談室の課長さんは弁護士資格をお持ちで、法的な市民相談も受けているとのことだった。本市では、弁護士資格を持つ職員は何人いるのか。どのように配置しているか確認する。

#### 4. 子どもたちの学習環境について

- (1) 建築基準法施行規則違反のプールのブロック塀について、文書質問をさせていただき回答をいただいた。夏休みが終わり、子どもたちが学校に通学するのに安全か。その改修工事について進捗状況を伺う。
- (2) 「PTA連合会には、毎年提出いただいている危険箇所改善要望書に今回の震災を踏まえ、新たに危険と思われる箇所を記載いただくよう要請したところです。」と平成30年度7月2日市長庁内で放送されている。危険箇所改善要望について内容を伺う。
- (3) 政府は2019年までに全公立小中学校にクーラーを設置する方針を固め、その財源を含む補正予算案を秋の臨時国会に提出することが先日報道された。当市においては国都の補助金を含め、特別教室も含めてエアコンが設置され、学習環境や今夏の災害レベルとも言われる猛暑酷暑にも対応できている。災害時の避難所である体育館に関してもエアコンが必要だと考える。見解を伺う。
- (4) 公開講座等で学校に伺った際にエアコンのダストによると思われる咳込みが見られた。清掃については、現在どのように取り組んでいるのか状況を伺う。